

平成25年第5回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成25年12月6日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成25年12月6日（金）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 継続審査中の議案第92号撤回の件
- 第6 議案第130号から議案第160号まで
- 第7 請願第7号から請願第10号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
会計管理者	本間佳子君	総務課長	計良孝晴君

総合政策課長	大橋幸喜君	行政改革課長	清伊水忠雄君
世界遺産課長	石山	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	藤原	交通政策課長	渡邊裕次君
市民生活課長	川上達也君	税務課長	原田道夫君
環境対策課長	名畑匡章君	社会福祉課長	笠井寛君
高齢福祉課長	佐藤一郎君	農林水産課長	渡辺竜五君
観光振興課長	濱野利夫君	産業振興課長	羽生靖君
建設課長	金田一則君	下水道課長	和倉永久君
学校教育課長	吉田泉君	社会教育課長	小林泰英君
両津病院院長	塚本寿一君	選挙管理委員会幹事／総務局長	安藤信義君
監査委員局長	島川	農業委員会局長	長敏宏君
消防課長	深野俊之君	危機管理幹事	本間聡君
庁舎整備幹事	鈴木木一郎君	主幹	坂田和三君

事務局職員出席者

事務局次長	中川雅史君	議事調査係	齋藤壮一君
庶務係長	本間一夫君	議事調査係	太田一人君

午前10時00分 開会・開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第5回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（祝 優雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、20番、近藤和義君及び22番、加賀博昭君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（祝 優雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

今定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

○議会運営委員長（金田淳一君） おはようございます。去る12月3日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、ご報告をいたします。

会期につきましては、本日から12月25日までの20日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日、諸般の報告、行政報告を行った後、議案の撤回を行います。これは、さきの定例会より継続審査中の議案第92号 佐渡市企業設置奨励条例の一部改正条例について、産業建設常任委員会の意見を踏まえ、これを撤回することについて議会の承認を求められているものであります。当該議案の撤回について議決した後、今期定例会提出案件の上程、質疑、委員会付託を行い、本日は散会しますが、散会后、決算審査特別委員会が第2委員会室で開催されます。

9日は、午前10時から各派代表者会議を、午後1時30分から観光対策等特別委員会を開催いたします。

10日は、午前10時から議会報編集特別委員会を、午後1時30分からは決算審査特別委員会を開催します。

11日から16日までが一般質問であります。質問者は15人であります。

16日は、一般質問終了後、各派代表者会議を行います。

17日から20日午前中までの間、常任委員会の審査を行います。

20日は、午後3時に決算審査特別委員会の最終報告書及び新市建設計画等特別委員会の中間報告書の配付、委員長質疑等の受け付けの後、午後4時をめぐりに議会運営委員会を開催いたします。

24日は、午後3時をめぐりに常任委員会の報告書の配付、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分をめぐりに議会運営委員会を開催いたします。

25日は、午後2時から最終日の議事を行います。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から12月25日までの20日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

今定例会の会期は、20日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（祝 優雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略をいたします。

日程第4 行政報告

○議長（祝 優雄君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成25年第5回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成25年第4回佐渡市議会定例会以降の報告事件についてご説明を申し上げます。

報告第26号から第29号までの4件の専決処分につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告事件についての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結します。

日程第5 継続審査中の議案第92号撤回の件

○議長（祝 優雄君） 日程第5、継続審査中の議案第92号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件について議題とします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 9月6日に提案をいたしました議案第92号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定については、議会でご審議いただく中でのご意見、ご指摘を踏まえ、その検討いたしまし

た結果、改めて条例提案することが適切であると判断をいたしたところから、本議案の撤回の承認を求めるものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

継続審査中の議案第92号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、継続審査中の議案第92号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についての撤回の件については、これを承認することに決定しました。

日程第6 議案第130号から議案第160号まで

○議長（祝 優雄君） 日程第6、議案第130号から議案第160号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、提案をさせていただきます。

議案第130号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、非常勤の特別職の職員として専門的な知識を有する外部人材を活用し、観光及び広報施策に関する課題解決を図るために任用をする戦略官についての報酬を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第131号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成26年4月から消費税率が5%から8%に改定されることに伴い、佐渡市ケーブルテレビ放送施設の利用にかかわる加入負担金、使用料及び手数料の改正を行うものであります。

議案第132号 佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成26年4月から消費税率が5%から8%に改定されることに伴い、水道加入金及び上下水道使用料の改正を行うものであります。

議案第133号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、同法の名称が変更され、条例中で同法を引用している箇所を訂正するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第134号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の制定について。本案は、平成25年度の税制改正に伴い、国の特別措置で支援する製造業、旅館業、情報サービス業等及び農林水産物等販売業が設備の取得等を行った場合において固定資産税を課税免除する特別措置を設けることにより市内の産業振興を図るため、条例を制定するものであります。

議案第135号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現行の企業設置奨励条例の制定目的である雇用の拡大をより明確にするため、工場及び事業所の増設または移設についても常用労働者の確保を奨励措置の対象要件とするよう条例の一部を改正するものであります。

議案第136号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、道路法などの一部改正により、国の事業のうち道路占用料を徴収することができる事業が廃止されたため、減免の要件となっている箇所を削除する条例改正を行うものであります。

議案第137号 佐渡市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、河川法の一部改正により、農業用水などを利用した従属発電の水利使用について許可制から登録制に変更するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第138号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者が同法の適用対象となることに伴い、配偶者からの暴力の被害者と同様に市営住宅入居の際同居親族要件を課さない取り扱いとするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第139号 佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市学校教育環境整備検討委員会による学校給食施設はセンター方式を原則とする旨の答申に基づき、相川学校給食センター及び南佐渡学校給食センターを整備をし、平成26年4月1日から供用を開始するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第140号 佐渡市博物館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市立博物館統廃合計画に基づき、財団法人佐渡博物館が運営していた佐渡博物館の施設を無償で借り受け、市立博物館として設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第141号及び議案第142号は関連した議案でございますので、一括して説明を申し上げます。議案第141号 新たに生じた土地の確認について（柿野浦地内）、議案第142号 字の変更について（柿野浦地内）、以上の2議案は、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線の道路改築工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認及び地方自治法第260条第1項の規定による字の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第143号から151号につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定に関する議案でありますので、一括してご説明を申し上げます。議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）、議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）、議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）、議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）、議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）、議案第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）、議案第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）、議案第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場、真野運動広場）、議案第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂B&G海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木B&G海洋センター）、以上9議案は佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、選定した団体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第152号 佐渡市緊急情報伝達システム整備事業引込設備工事請負契約の変更について。本案は、平成25年議案第79号において可決されました佐渡市緊急情報伝達システム整備事業引込設備工事請負契約について契約金額を変更する契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第153号 市道路線の廃止について。本案は、圃場整備事業の地区編入により市道を廃止する必要がありますので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第154号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ2億1,354万8,000円を減額をし、予算総額を557億5,241万4,000円とするものであります。補正内容は、歳入では地方交付税及び国県支出金などの増額計上と市債などの減額計上、歳出では広域避難所の開設時に必要な物資の購入及び備蓄倉庫の設置にかかわる防災対策事業に7,500万円を予算計上するほか、両津港埠頭地区開発事業、相川支所・相川消防署庁舎等建設事業及び総合体育館建設事業において事業費の増額や工期の延長に伴う継続費補正などを予算計上するものであります。

議案第155号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億2,761万7,000円を追加をし、予算総額を73億3,740万9,000円とするものであります。主な内容として、歳出で一般被保険者にかかわる療養給付費等を増額するとともに、保険給付費に充用するため予備費の組み替えを行い、歳入ではその財源として国庫支出金、県支出金及び国民健康保険税の医療給付費分現年課税分を追加するものであります。

議案第156号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,989万1,000円を追加をし、予算総額を82億83万円とするものであります。主な補正内容は、保険給付費の支給見込みに基づき、歳入では国県支出金、支払基金交付金、基金、一般会計繰入金を追加をし、歳出では保険給付費を追加するものであります。

議案第157号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,834万5,000円を減額をし、予算総額を10億3,493万3,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では繰越金の増額、国庫補助金、一般会計繰入金、簡易水道事業債の減額、歳出では維持管理費の増額、一般管理費、建設改良費の減額であります。

議案第158号 平成25年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ408万4,000円を減額をし、予算総額を30億9,896万8,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では受益者分担金、負担金、繰越金及び下水道債の増額、下水道使用料、一般会計繰入金及び下水道補償料の減額であります。歳出では、光熱費の上昇などに伴う下水道集落排水管理費の増額、県道改良工事の変更等に伴う下水道建設費の減額であります。

議案第159号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ516万8,000円を追加をし、予算総額を5億8,038万4,000円とするものであります。補正内容は、歳出では重油の高騰などに伴う光熱水費の増額、食料品の値上げによる賄材料費の増額、施設内感染症発生予防のための医薬材料費の増額を、歳入では歳出増に伴う一般会計繰入金の予算補正を行うものであります。

議案第160号 平成25年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支

について支出を277万7,000円を増額をし、支出総額を13億1,981万5,000円とするものであります。また、資本的収支について支出を37万1,000円増額し、支出総額を18億7,080万3,000円とするものであります。主な補正内容は、収益的収支では電気料の値上げに伴う営業費用の増、資本的収支では利率見直しに伴う企業債償還金の増額であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第130号 佐渡市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 130号のうち、戦略官の日額5万円についてお尋ねをいたします。

普通の費用弁償とこれは少し性格が違うので、ここで明確にしておきたいので、質問します。というのは、月額5万円で8日間として、月に40万円ということの説明から承知をしておるわけですが、これはわかりやすく言うと、観光客をどうやってふやすかというための特別配置をするお方と、しかもこれが二足のわらじでございまして、観光業に携わっている人を特別に佐渡市が雇うと、そういう特別職の報酬という特異な姿を持っておるわけでございます。

そこで、お聞きをしたいのですが、この人たちに払う報酬は成功報酬が見込めなければ、これはだめなわけです。その成功報酬としていただけるだけの力がなければ、また応募する資格もないと思うので、そこでお聞きしたい。この見込み等のお話をこの人たちとはやっておるのかどうか、あるいは今後やるのか、この点についてお答えください。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えをさせていただきます。

普通の状況であるならば、例えば大学教授クラスは1時間幾らとか、1日幾らとか、こういうような基準があるわけでありまして、今回のものはそれと違うということでございまして、そういう基準ではございません。あえて基準がどうであるかという、他の市町村、他の地域でやっているものを参考にさせていただいたということでございます。

もう一点。これらの人については、特に観光のことで申し上げるならば、何としても佐渡においての重要なことは、コンテンツを磨くということでありまして。それをどう磨き上げていくのか。いろんな材料があるのに、それがどんどん全く発信されていないという部分がございます。そのコンテンツをどう磨いていくのか、それに基づいて2泊、3泊といういわゆるアクティビティー群というものを整備をするというのが実はこの人の大きな役割ということを考えております。したがって、成功報酬であるのかないのかということは、お話がございましたけれども、まだその人たち、どういう人たちということで当たってはおりませんが、これからこれを認めていただくならば、私どもはそれに基づいていろんな各種のところと当たりまして、公募をかけてまいりたい。その際には、全て成功報酬というわけにはいきませんが、一定の成功報酬の要素は入れていかなければならないというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） これは、実に具体的でございまして、だから日額5万円という高い報酬を支払う、しかも8日間というふうに私は議員全員協議会のときに聞いておりますが、さてこれを募集するときの要項というものは、あらかじめ定めてありますか。あれば提出を願いたい。というのは、つまり漠然としたものであれば、1日5万円で8日で40万なら俺もやろうかというような、全くお金だけを目的にするのであれば、誰でもできるよという話になる。しかし、この仕事については相当の例えば専門的な経歴とか、あるいは現在やっている実績とか、そういうものを踏まえた上で雇わねばならぬ、報酬支払わなければならぬ人材だと私は思います。そうだとすれば、応募する人も、それなら俺は応募できるぜという自信を持って応募しなければならないし、それから雇うほうもそれだけの実績を上げてもらえるという予測というものを立てなければ採用できないと、その辺でその規定はどういうふうに定めておるのか、定まっておるのか。そうでないとこれは漠然として、普通の、ここに一緒に載っておりますが、外国語指導助手というようなものとは全然性格が違う職種でございしますので、その辺はどういうふうになっておるか、もうちょっと詳細に教えてください。特に大事なのはこの募集要項です。それがどうなっておるか、これが一番大事なので、本来ならこれと同時に提出を願わねばならぬ資料だと思いますが、それはどのようにされるかお尋ねします。

○議長（祝 優雄君） 大橋総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

募集要項のほうはまだ制定されておらず、素案の段階でございまして、一応委員会のほうでは案という形でお示ししたいと思います。今考えておるのは、例えば観光業務、広報業務等に10年以上の実務経験を有する者ということで募集をかけるように今考えております。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） 素案の段階といっても、こういうものを出すときは素案であれ何であれ、やっぱり議会に附属書類として出すのが当然なのです。そこで、議長にお願いをしておきますが、委員会ではなくて全議員に配付するように、提出するように言うてください。これは、極めて重要なことでございますので、その点を要望しておきます。

○議長（祝 優雄君） はい。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 今ほど質疑もあったわけですが、3点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、1点は、今も答弁があったのですが、観光と広報という言い方をするのですが、具体的に言うと観光に関する広報という理解でいいのか。例えばこの前の議会あたりで市長は、SNSみたいなのも市として取り組みたいみたいなのもあったので、観光に関する広報という意味で理解していいのかということが1点です。

2点目は、この方の身分は、先ほど話がかったように、どこかに勤めながら佐渡に来て、1日5万円で月8日間ということなのだけれども、例えば8日で足らない場合もあるわけなので、そういったところの限度というのは全く設けていないのか、設けるのかどうなのか。加えて言うと、身分としては地方公務員という扱いになるのだらうと思うのだけれども、その辺はどうなのかお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

それと最後には、この間説明を受けていることでいうと、市長直轄のものだということですから、そういう意味でいうと佐渡市の組織の中でどういう位置づけなのか。私の理解で言わせてもらえば、観光業務を担う副市長、もしくは観光業務を担う総合政策監ぐらいの扱いでしかないのかなというふうに思うのですが、その辺の違いはどのように捉えたらよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 前段の部分は、担当課長に説明をさせますが、後段の部分について私のほうで申し上げます。

今回のものは、どここの課長の下につけるというような戦略官ということは考えておりません。私のほうからストレートにその戦略官に対してこういうことをやれ、ああいうことをやれということを指示をするという流れでいきます。1つの観光の例だけ申し上げますと、観光というのは観光振興課だけでやるものではございません。交通政策課も入れば、あるいは今ジオパークの問題があれば、社会教育課も入るわけでありまして。世界遺産推進課も入るわけでありまして。したがって、それを統括をして各課長に対して指示ができるということでございます。

広報官については、それぞれの各課が持っている情報というものが実は今の段階で、佐渡市の段階では集まってきておりません。いわゆるリアルタイムにそれを佐渡の広報として発信するということは、なかなかできておりません。したがって、それを各課のものを常時集め、それをどういう形で組み立てるかということをやって、それを発信するというものでございまして、私としては観光広報官ではございません。観光広報戦略官ではないということで考えております。

○議長（祝 優雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） ご説明します。

月8日間というのは上限かということなのですが、基本的にはそのように月8日というもので考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総合政策課長（大橋幸喜君） 非常勤特別職ということになります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） まず、市長の言ったほうからですが、そうすると市長の言う観光に関する広報ではないということで、観光そのものが観光振興課だけではなくて、世界遺産であったり、農業であったり、いろいろなもの丸ごと佐渡だからという意味だろうというふうに思うのだけれども、そういう意味ですか。それとも、例えば今自治体が情報を発信するということ、企業でもそうですけれども、そういう観光分野だけではなくて情報公開、今秘密保護法の問題もめていますけれども、情報公開も含めて、市民向けにも情報をやるやり方そのものが、さっきちょっと言ったように、フェイスブックだとかツイッターなども含めて非常に難しいので、そういったところも担わせるのかなと思ったのだけれども、そこは別だという理解でいいのかというのが1点です。

あと、課長が言った点でお尋ねをしておきたい。仕事によれば8日で足りないということがあるが、それが限度かということを私聞いたのです。つまりいや、やっぱり20日ぐらいないとだめだということもあるのなら、本業を持っているのだから、そんなことはないとは思っただけけれども、先ほど議員のほう

からありましたが、ぜひこの戦略官の規定をする条例なり要項は私は要るのかなというふうに思っている
ので、その辺どうなっているのかお尋ねをしておきたいと思います。

済みません。市長の点で1点。市長が指示を出して、戦略官が動くなり答えを出す。そうすると、結果
的にそれをどこにまた指示出すのかな。さっきの話だと、戦略官がまた観光振興課であったり、世界遺産
推進課であったり出すということなのか、その辺がちょっと曖昧でわかりにくいのですが、それをきちんと
としないと組織としての体になされないと思うものですから、お尋ねしておきたい。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） お答えいたします。

まず、勤務日数は8日間が限度でございます。しかしながら、8日来れない場合等々については多少前
後、翌月以降で調整をする可能性はございますけれども、8日限度で考えております。

広報官と観光官、これ2名それぞれ採用いたします。2人おります。広報官につきましては、ホームペ
ージ、SNSを活用して市内行政の発信、あるいは地域イベントの集約をして、集客も盛り上げるような
形でいろいろ広報ツールを使って活動をしていく、そのノウハウを指導してもらいながらやっていくとい
う形で広報官は考えております。

3つ目、指揮命令系統でございます。これは、市長から直接2名の戦略官に指示が行きます。そして、
その後は総合政策課のほうで一定のスタッフとして庁内の調整等、不在の時間もございますので、直接戦
略官から各課に指示をしつつ、そのサポートは総合政策監と総合政策課でサポートをしていくという形で
考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） そうすると、今でも市長が指示を出してやりとりは当然あるのでしょうか、戦略官
が総合政策課、優秀な藤井総合政策監がいるから、要らないかと思うのだけれども、総合政策課に出して、
それから全体として、トータルとして実践部隊にやらせて仕上げるというイメージなのだけれども、そう
いうことでいいかというのが1点。

それともう一つ、そうすると私、なるほどなと思ったのだけれども、あなた方が言っているように人の
問題、佐渡市の職員の問題、こういう扱いで、例えば課長クラスを同じような扱いで月10日間、1日1万
円というようなこともやることは可能ですか。

○議長（祝 優雄君） 総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） 指揮命令系統の話でございますけれども、基本市長から戦略官に行き、戦略
官から各担当部局の課長に行きます。これが通常ルートでございますが、その際に総合政策監、総合政策
課のスタッフも同時に情報共有します。というのも、8日間の勤務でございますので、その不在の間にい
ろいろ作業も発生します。その各課長、各課の連携は総合政策課のほうで取りまとめをしながら、勤務日
以外も実務が動くような形で考えております。

済みません。2点目は……

〔「課長みたいなものこんなことでやれますか。いい案だな」と呼ぶ者あり〕

○総合政策監（藤井裕士君） 済みません。今のところ、そういった案はございません。

〔「やれますか、法的に」と呼ぶ者あり〕

○総合政策監（藤井裕士君） 法的にできるかどうかとも、済みません。今お答えできる状態でございません。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） これは、以前のときにも市長にお聞きをいたしました、甲斐カラーを出したいという市長の張り切りがここにあらわれておるのだろーと思えますけれども、コンテンツをより磨いて佐渡市の発展につなぐのだというプロデュースをするプロデューサーを市長は求めているという受けとめ方でいいのかわかりませんが、市長自体特別にそれこそ日額5万円払う人にこういったことを特にやらせたいというようなものはないのか、あるいは今後そういったことを、その人によってまた市長の注文が違うということになるのか。恐らくもって特別にこういうことをやりたい、それを1つコンテンツをさらに磨くためにそういう専門家を養成するのだということであればいいですが、そうでないということになると、かえってこれ命令系統がおかしくなって、屋上屋を重ねて事務的にもごちゃごちゃしてしまう、こう思うのですが、市長はそれを何かそういった言葉で今表現して、いろいろと人選で問題がある、そういうことがあるので、とにかくそういうことを選ばせてくれというお考えなのか、事前にそういう市長自身の政策としてお考えをお持ちであるのか、そこら辺が実に見えてこないのですが、お願いをいたします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 観光戦略官のことで申し上げますけれども、今佐渡の観光で一番大事なことはリピート率を高めるということだと私は思っております。これは、世界を相手にすればまた別でありますけれども、とりあえず日本のことを考えた場合、日本の人口が減っていく、こういう中においてお客さんをどんどん数をふやすということは、そう簡単ではない。とすれば、1度ではなくて2度、3度佐渡においてをいただくということ、つまりリピート率を高めるということが佐渡において一番観光では大事ではないかなと思っております。そのリピート率を高めるためには、コンテンツを磨いていく、それを磨いていかなければならない。いろんな材料が佐渡にはあるのだけれども、残念ながらそれを生かし切っていないということ。そして、もう一つのリピート率を高めるためには、1泊2日の行程ではなくて、2泊3日、あるいは3泊4日というコースを組んでいかなければならない。そのためには、それだけのアクティビティー、つまりメニューの流れというものをつくっていかなければならない。このことを今までの観光は私はおろそかにしていたのだというふうに思っています。ここのところにメスを入れない限り、今回のビジョンの中でありますように、35万から70万という大きな目標は達成できない。しかも、平成31年までの5年間の中でやっていかなければならないということでございますので、こういう専門家を募集をして、私の片腕となってやってもらうということでございます、どういうやり方がいいのかはわかりませんが、今回のビジョンの中に期限を切って、5年から6年という期限を切ったわけでありまして、星野監督と野村監督のやっぱり手法というものをあわせてやっていくべき、これからはそうだろうと思っております。

○議長（祝 優雄君） 大澤君。

○9番（大澤祐治郎君） 市長、意気込みは実に立派なものだと私は思うのですが、今委員会の中にも私どもの特別委員長、浜田君が観光対策等特別委員会でやっておりますけれども、これ何度詰めて詰めても、課長のほうから特別市長とこういったことの話をしておるとか、こういう計画を持っておるとか、委員長からも何度もリピーターのつくということ、長年のいわゆる宿題なのだから、執行部がしっかりした計

画を立てた上で、総花的にあれもこれもというのではなくて、今市長が言ったように、佐渡の観光であるならば、その観光でどうやってお客を呼べるのだと、そういった具体的なものを出してくれということを浜田委員長も何度も言ってきておりますが、遅々としてそれがこういうものだということでできません。市長もいよいよ折り返しということで、鋭意努力をせぬと後が危ないなという気持ちでエンジンをかけたのだと思いますが、ぜひ佐渡の観光でしか、佐渡はこれという親産業を持ってきてできるというようなことはできないわけですから、あなたが言うようにたくさん史跡があり、遺跡があり、そういったものをうまく利用できるようなひとつ設計図を描いていただいて、要するに市長が相手にこれを調べてこいと、これをどうするのだと、こうしたらどうなるのだというようなむしろ積極的な案を練って話を進めていただきたいと思うのですが、総花的な事業要望にこういうマネジャー的なものを使っても、よそもやっていますけれども、余り私は成功したという話を聞いておりません。ところが、市長は今回もう意を決したというぐらい元気な発言でアドバルーンを上げてきましたので、私は反対するものではありませんけれども、ぜひ佐渡島民が安心をできるような観光産業に結ぶという、そういったいわゆる専門家を選んで、ひとつ大いに発展をできるようにお願いをしたいと、こう思います。

○議長（祝 優雄君） 村川君。

○14番（村川四郎君） 議員全員協議会でもこの戦略官に関しては否定的意見を述べさせていただいたのですけれども、この特別職として戦略官を加えるのですけれども、この中にある外国語指導助手とか国際交流員、この方たちはどういう形の勤務をしていて、成果を上げているのですか。まず、それを聞きたい。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長、答弁を許します。

○教育長（小林祐玄君） 今外国語指導助手ということでよかったですでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○教育長（小林祐玄君） 学校教育課が所管している外国語指導助手は、今各中学校と各小学校、ネイティブな外国語というか、日本人でも外国語をしゃべれる人はたくさんいるのですが、やっぱり英語だったら英語圏の国から来た人のほうがよろしいだろうということで配属をさせております。中学校の英語の時間、それから小学校も今総合的な学習の時間という中で、5年生、6年生は英語をやりなさいということで、今そういうところで児童生徒たちに外国語指導助手が教えているということでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 村川君、今の整理をしていただきたいのですが、これは観光と情報にかかわる部分なので、これも何度か説明しておりますから、学校教育とはちょっとかわりませんので。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） もうちょっと整理をして質疑をしてください。

村川君。

○14番（村川四郎君） 条例改正で加えるわけでしょう、第4条の第2項中に外国語指導助手または国際交流員、それにまたは戦略官に改めるということなのですから。今教育長が説明されましたけれども、同じ条例の中にあるこの方たちは、今しどろもどろな説明があったように、成果をあらわしているかあらわしていないかわからないわけでしょう、教育委員会としても。そういう中で、あとこれは非常に悲しい話ですけれども、これだけ観光協会の中にも観光カリスマとか、いろんなことを今まで何十年もやってきて、

二十数年観光客は落ちてきていると。それで、市長の判断としては、もうこれは島内には人材がいないということで、戦略官を外部から持ってきたいという話だと思うのですけれども、私はこういう月8日のような勤務体制で、仮にもとの会社をやめずに二股をかけるような勤務をするとなれば、本当に退路を断たないような、いつでも逃げられる形になれば力が入らないと思うし、現に国からこのところ3人の超エリートキャリアが、東大卒のが来られていますけれども、2年勤務、それから市長は糸魚川で振興局長を2年間やられましたよね。もっとたくさんですか。市長の場合はわかりませんが、佐渡の地域振興局長を見ている、初代が落田さん、第2代が井上さん、第3代が野崎さんと2年ごとにかわっていますけれども、こういう常勤勤務の2年でも業績全然上がっていないではないですか、はっきり言って。国家公務員I種の超エリートが、キャリアが2年で来ても成果が出ていない。そういう中で、たった月8日間で2年間ということは、実質勤務日数としては非常に少ないわけでしょう。観光と云ったら、今市長が言われましたように観光振興課だけではないと、市民生活課から交通政策課から、いろんなところが関与して一体的観光をやりたいという中で、そんな勤務体制で果たして佐渡の観光復活が望めますか。その辺を私疑問に思います。

だから、質問長くなってあれですけども、伊豆の稲取地方がやったのは700万で全国公募で、3年間女性の方が来て実績を上げたと言っていますけれども、1日5万の月8日間の40万なんていうことを言わずに、2年なら2年きっちり働いてもらって、年間700万でも1,000万でも出してもいいではないですか。たった月40万出して、年間でも480万、500万出すわけですから、今の佐渡の観光の冷え方見ていたら、そんな問題ではないでしょう。1,000万出そうが1,500万出そうが、しっかりときっちり佐渡の隅から隅までわかっていただいてやる方をちゃんと募集すべきだと思いますけれども、その辺どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 振興局長の例がありましたけれども、何も長くいれば成果が上がるというものではないので、個人の能力の問題であります。私は、そういうつもりで糸魚川はやってまいりましたので、誤解のないようにお願いしたい。

実は、今回のこの観光戦略官については、佐渡の観光振興をやらせるつもりはないのです。何度も申し上げています。佐渡の観光振興の場合に一番の問題は、コンテンツを磨き上げることなのです。いろんなものがあって、それを組み立ててもらう。いろんな佐渡を見てもらって組み立ててもらう、それをつなげてもらう、それを発信をするのです。その発信というのは、私自身も今やっているのです。したがって、ここに常駐して、それを商品化をしてどんどん、どんどん売り歩いていただくということではないわけでありまして。その辺だけをひとつご理解をいただきたい。それは、売り歩くのは私自身も売り歩いてまいりますし、当然職員も売り歩いていくと、こういうことになるわけでございます。その持つていくときに土産がないのです。土産という言葉はちょっと悪いですけども、それがありません。それをつくられないのです。だから、問題があるので、そここのところをやろうと、こういうことでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結します。

議案第131号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結します。

議案第132号 佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） アベノミクスの負の材料をいち早く条例化しておるということについてお尋ねいたします。

一言で言えば、消費税を内税にして条例化するというのがこの条例ですね。まず、これ第1点、私の指摘間違いはないかどうかということをお尋ねします。

次に、この平成16年合併時に決めた条例第294号、10年ぶりに改正するのです。ここに出てくる消費税総額というのは、この水道の給水条例ではどのぐらいの金額になるのか、これを説明してください。

2点についてお尋ねしました。

○議長（祝 優雄君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 説明をいたします。

現在水道料金については、島内給水人口95%の統一を図って、今内税として料金を徴収をしております。今回の来年4月1日からの5%から8%への増税が決まっておりますので、当然水道料金、下水道料金についても消費税納付義務がございます。その分についての使用料の増額ということでございます。

もう一点、水道はどのぐらい影響が、差額が出るかということですが、試算ですと約4,570万ほどの差額が生じると考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） そこで、もう一つ聞きたい。

こういう結果が出て、これと直接は私がこれから質問する内容は一致するものではないのですが、一体佐渡の水道というのは、その料金体系からいうと20市ではどの位置にありますか。ランクでいうとどの位置におるのですか。おわかりでしたらお答え、おわかりだよね。わかっておるはずですから、お答えください。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 説明します。

現在の水道料金、統一をしていますが、それでは新潟県下の上位から第2位の位置でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） それなら、あなた、ついでに、そこまで言うたのだから、俺にもう一回質問させぬでもいいではないか。上位は幾ら、2番目の佐渡は幾ら、このぐらいまでは説明してほしいと思うのですが、お願いします。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 今詳細な資料を持ち合わせておりませんが、上位1位とうちの佐渡市の料金体系、若干それぞれの仕組みが違いますので、一概には今の説明では申し上げにくいということでご容赦願いたいと思います。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第132号についての質疑を終結します。

議案第133号 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀君。

○22番（加賀博昭君） お聞きします。

ここで前の条例に、前の条例というのは法律条項が入っておるのです。今度ののも法律条項が入っておるのです。そこで、お聞きしたい。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律というのに、今度のものは保護等に関する、この等を入れることによって何がどう変わったのか、この等の意味の説明を願いたい。

○議長（祝 優雄君） 笠井社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

等につきましては、今回の法律改正は生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者につきましても、従来の配偶者からの暴力及びその被害者に準じて同法の適用対象とするということで、事実婚や内縁関係、交際相手からのものもこの法律の対象になったということでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結します。

議案第134号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） ずばりお尋ねをしたい。

これは、固定資産税をまけたものについては、その限度において3年間交付税で措置するよというのがこの条例の根幹でございます。そこで、財務課長に聞きたい。この固定資産税が減免された金額、これはいつの時点で、恐らくことしのは来年でなければだめなのだろうと思うのですが、そこで恐らくルール分として処理されるのだろうと思うのですが、どういう形での交付税の請求になるのですか、そしてそれはいかなる方法で確認するのですか、お答えください。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えいたします。

普通交付税の算定におきまして、減収分につきましてその数値を、交付税の算定の折にその数字を入れ

て、要するに基準財政需要額のところでその部分が結果して反映され、減収分が交付税の基準額のところにアップするような形で算入になるという仕組みになっております。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） これは、需要額の算定ということになると、ここのところが交付税のまやかしの部分なのです。これは、例えば1,000万円固定資産税をまけたのだから、これはこれでルール分としてよこすというのか、基本財政需要額の計算の中へ入れるということになると、入っておるか入っておらぬかわからぬという話になるのです。そこのところは、どういう歯どめ措置がされておるのだと私は聞いておる。ご説明ください。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 先ほどちょっと間違えて基準財政需要額という言葉を出したのですけれども、要は普通交付税の算定上、基準財政需要額から収入額を引くという、そこに今度は錯誤措置等のものを加算したもので最終的に交付基準額が出て、交付決定額になるという仕組みですので、今回ののは要するに、先ほど間違えたのは基準財政需要額と言ったのですけれども、基準財政収入額にむしろ関係をするところです。その部分というのは、結局減額になった部分は、今度は基準財政需要額から収入額を引いて、その減収補填のされた部分については今度は加算する、そういう措置の仕組みになっているということです。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結します。

議案第135号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第135号についての質疑を終結します。

議案第136号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第136号についての質疑を終結します。

議案第137号 佐渡市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） もうこれは端的に聞きます。

第4条、第6条、第8条中占用許可を占用許可等と、これまた等だ。この等を入れたことによって何が入ってきたのか、それはどういう意味を持つのか、大体わかっておるのですが、2回目以降にもう少し踏み込んだ質問をしたいので、冒頭まずこの等についてのご説明を願いたい。

○議長（祝 優雄君） 金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

農業用水等を利用した従属発電、小水力発電のかかわるものと認識しております。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） そこで、今度は具体的にお尋ねをしたい。

この小規模発電、つまり農業用水等を使って、あるいは河川水を使っての小規模発電を起こすということとでございますが、それでは一体この条例に基づいて利用できる河川とは幾つあるのか、佐渡に。そしてなお、勉強しておるのであれば、それを100%活用することによってどれだけの電力が生み出せるというふうに試算されておるのかお答えください。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

準用河川の河川数は41というふうに把握しておりますが、それを利用して小水力発電が全てができるということについては試算してございません。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第137号についての質疑を終結します。

議案第138号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第138号についての質疑を終結します。

議案第139号 佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑をします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第139号についての質疑を終結します。

議案第140号 佐渡市博物館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） この佐渡市博物館条例、ご承知のとおり八幡にある財団法人の博物館を今後市が借り受けて運営をするというものでありますが、この間もいろいろ問題があって、いろいろ議論もあって、議会にもいろいろ説明はされてきているのですが、私が承知をしているのはこの博物館を、私立の博物館を佐渡市がとることによって両津と新穂の資料館、博物館については閉鎖をする、今の博物館については面積広くないので、単純にリニューアルするだけなので、新穂のものも両津のものも展示はできないというふうに私は受け取っているのですが、そういう理解でいいのかというのが1点。

もう一点は、市長がこの博物館問題を語ったときに、こういった施設そのものは採算性が合うものではないということを言って今回のこの問題を言ったのですが、これまでの、さっきちょっと言ったと思うのですが、行政改革で物を整理をしていくという角度で、両津なり新穂なりはやっぱり一定程度集中しなければならないという話があったのだと思うが、市長が言うようにこういったものというものは採算性が合うものではないし、ましてやジラスだ、世界遺産だ云々という佐渡の観光も含めていったときにやはり必要なものだというふうに私は思うのだが、この2点についてちょっと考え方がこれまでと全く同じなのか

どうなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えさせていただきます。

1点目なのですが、例えば博物館、広さの関係がありますので、今両津とか新穂にあるものをそのまま持ってきて八幡へそれを展示するということは無理だと思います。そういうことで、企画展というようなことを考えまして、紹介できるものについては順次紹介をしていくというようなことが1点です。

それから、2点目は私たち、小中学生というか、子供たちの教育施設としてここを使わせてほしいというものがありますもので、そうするともちろん佐渡市内の小中学生とかには減免措置で無料にして、子供たちに来ていただいて、そして佐渡のことを大いに学んでいただきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） そうすると、この予算が通ると自動的に両津と新穂の資料館はなくなるという理解でよろしいのですか。それが1点。

それともう一つ、市民からいうと、あなた方の言う1カ所にそれなりのものをといったときに、1つは財団法人の博物館で先人が残してきた大事なものをやっぱり継承していくこともそうだし、新穂にあるものもきちんと継承していく、場所はともかくとして、両津にあるものもきちんと継承していくという姿勢は必要なだけけれども、今の話だと先ほど言ったのと変わらず、結局引き継ぐのは八幡にある博物館だけなもので、新穂と両津のものは倉庫に入れて置いておくという話でしかないと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） 博物館協議会のほうからは、そういうご意見をいただきますが、今議員の皆さんとのこういうやりとりの中で、倉庫にするというよりは、例えばそういう閉館にするのか、それからそうではなくて休館にしておいて、そこをまた必要があるときには見れるよということにするのかということについては、もう少しこの後調整をしていきたいし、最終的には博物館協議会の皆様のご意見もまた伺いながら考えていきたい、そのように思っております。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） 確認ですが、そうするとこの間説明があったように、八幡にある博物館をとることによって、さっきから何度も言っているのだけれども、両津と新穂のものは自動的になくなるみたいな話だったのだけれども、この条例には残っていますから、その問題については今後検討していくという姿勢だというふうに理解していいですね。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） 条例変更は今回しませんので、この後多少調整をさせていただきたい、そのように思います。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 俺は、余り質問したくないのだけれども、調整させていただきますという最後の答弁が全く気に食わぬ。

私が言うておるでしょう。金山と、それからジオパークとかがあればいいというのではないのです。佐渡島民が営々と生活してきた、先祖が生活してきたその生活の文化遺産を残しているのが博物館なのです。だから、条例上消していないのだから、何もそれ以上要らぬこと言わぬでもいいでしょうが。無人化にすることだの、閉館にするとかと、そんなことは要らぬでしょう、大きい声で。まして新聞に出すなどというのは愚の骨頂。改めてそれは訂正してほしいと思うのです。条例上の廃止はしていないと、両津と新穂をあえて言うなら、新穂のことまでは言いませんが、言いませんというのは私が知識がないからということ。両津のものは私は知識がある。両津の漁民が営々として生活してきた文化的記録なのです。それは、金山があればいいというものではないのです。学校の勉強だって大事なのです、これは。そういう意味では、条例上はなくさない、したがって条例上なくならないということは厳然として存在すると、運営の方法については若干考えるところがあるが、今までどおりそれは変わらないというふうに答弁するのか、そのところ、最後のさきの質疑の答弁に対する、私がここのところはっきりさせなければならないと言った部分について明快に答弁してほしいのです。そうしないと、新聞記事にはなってしまうておるわ、あなたたちは議会でも言うてるわということになれば、ここで否定してもらわなければあれがひとり歩きすると、こういう意味で質問しておる。どうぞ。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

条例上は、廃止しないということでお願いをいたします。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第140号についての質疑を終結いたします。

議案第141号 新たに生じた土地の確認について（柿野浦地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第141号についての質疑を終結します。

議案第142号 字の変更について（柿野浦地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第142号についての質疑を終結します。

議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結します。

議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第144号についての質疑を終結します。

議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター）の質疑を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） クリーンセンターの温熱利用で運営をしている施設ですが、3点お伺いします。

まず、今回も継続して指定管理者制度にのっとって業者を公募にかけたわけですが、その理由についてを1つ伺います。

それから、2つ目ですが、今回の指定管理者となる団体は、以前の団体とはかわって株式会社共立メンテナンスというふうに記載がされておりますが、この会社はどういう地域が本拠地で、どういう企業活動をしているのか、こういう施設の運営実績があるのかについて教えてください。

それから、指定管理者の経費の提案額として3年間で4,190万円というふうになっておりますが、今までの、何回か指定管理者制度で委託をしておりますけれども、何年は幾らとか、そういう経緯について数字を教えてください。

○議長（祝 優雄君） 笠井社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

まず、さわたコミュニティセンタービューさわた及び佐和田交流活性化センターにつきまして今後とも指定管理を継続する理由でございますが、ビューさわたにつきましては休憩場所がないために、交流活性化センターを休憩場所として一体的に活用して運営を行わなければならないということがございます。活性化センターにつきましては土地改良財産のために、土地改良法、それから新潟県の管理条例あるいは財産譲与契約等によりまして、市からの再譲渡については管理先が土地改良区及び農業関係団体に限られておりますので、一体的な譲渡が困難な状態でございます。それと同時に、このセンター等を民間譲渡した場合に国県の補助金の返還額が約2億2,400万ございまして、指定管理料の積み増しによる総額と比較した場合、平成35年までは国県の返還額が上回るために指定管理を続けたほうが良いというシミュレーションがありますので、それに基づきまして指定管理を継続したいということでございます。さらに、年間この施設につきましては4万7,000人の利用がありまして、今後近隣に総合体育館の建設も予定されておりまして、施設の利用価値が増大するものと期待されますので、指定管理を継続してこのビューさわたをやってきたいというふうに考えております。

それから、共立メンテナンスのことですけれども、共立メンテナンスという会社は東京都に本社を置きまして、全国的にホテル事業とか寮事業などを展開しておる企業でございます。公共施設管理につきましてもやられておりまして、新潟県内におきましても新潟市内に支店を置いて、村上市の温浴施設等の指定管理、あるいは新潟市、長岡市の公共施設の管理や公用車の運行業務等の業務を請け負っております。今後佐渡におきましても営業所を開業して、このビューさわたを運営していくということで聞いております。

それから、今までの指定管理の推移でございますが、22年から25年までの3年間ににつきましては年当たり1,570万で、3年で5,710万の指定管理料でございました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 3番目のところですが、22年以前も指定管理者制度で運営していたと思うのですが、その金額を教えてください。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

済みません。先ほど間違えました。23年から25年につきましては年間1,570万で、3年合計で4,710万でございました。

それから、済みません。22年以前については、ちょっと今資料が手元にございませぬ。申しわけありません。

○議長（祝 優雄君） 後でいいですか、資料。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） はい。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 基本的な考え方も含めて2点ほどお尋ねをしたいと思います。

1つは、さっき説明があったように島外業者ですよね。これは、韓国あたりも含めてグループ企業としてはでかいですよ。資本金51億円で、社員が7,000人ぐらいいるでしょう。佐渡からいったら超大手なのです。例えば今年度でいえば、保育園の民営化で3園みんなとったのは島外業者でしょう。これも結果的に島外業者、これから甲斐市長の問題意識の強い平成31年を目指すということになると、こういった業務の指定管理だとか、売却だのも含めて大いに起こるのではないかと私は思っているのだけれども、このようなときに島内業者をやっぱりきっちり育成していくということも私は大事ではないかと思うのだけれども、そういった視点というのはこれに入っているのかどうなのか。

それと、もう一点は、これ業者がかわりますけれども、そうすると今働いている人の雇用の面は一体どうなりますか。当然業者がかわるのだから、かわるといことなのだろうけれども。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

まず、第1点目でございますが、この公募につきましては民間というか、あくまでも広く公募をかけましたので、島外に限ったわけではございません。島内、島外問わず公募をかけましたので、その結果の島外の指定管理者ということで理解しております。

それから、2点目の雇用の関係につきましては、このプレゼンといいますか、私ども選定委員のほうでお聞きしたわけですが、この業者といたしましては現在の雇用されている方を優先的に雇い上げるというふうに伺っておりますし、私ども行政といたしましてもあらゆる面でいろいろな支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） これは、行政改革課長なのか誰なのかわからぬですが、結果として、例えば平成31年目指す中で、あなた方行革の方針は、この会社、一言で言えば自治体のアウトソーシングを全面やってい

るのです、学校給食であろうが公用車であろうが。知っているでしょう。全面やっているのです。結果としていうと、行革の今の方針、今言ったように指定管理の公募は佐渡に限らないということになれば、例えば平成31年までにいろんな施設や業務を外に出してはみたのだが、結果として見たら全部島外業者だったということにもなりかねないと思うのですが、あなた方はそういった方針でも別に金さえ安ければ問題ないというふうな方針で今現時点でいるという理解でよろしいですね。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。

行政改革の今方針としまして、アウトソーシングにつきましては、島内業者の育成が大事だというのは議員おっしゃられたとおりでございまして、早目に情報を公開しながらその準備をさせていただきたいということで、アウトソーシング推進計画というのを行革のほうでも出させてもらっております。その辺で島内からの今提案等がほとんどないという状況の中で、予算規模の縮減にあわせてアウトソーシングも必要だということで、原則広く一般公募という形で今やらせていただいております。島外業者がとった場合においての雇用についてですけれども、その辺の意見の聴取もしておりますけれども、島外から人を、従業員等を持ってくるということは考えていないと、島内の今の雇用の中で考えていきたいということはお伺いしております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） 質疑なので、市長に簡単に伺っておきたいと思います。

私のさっき言ったことはわかると思うのですが、今言った確かに雇用はやるのだけれども、例えば大きなスーパーみたいなのも含めて、資本金が向こうだと、雇用はそこではなるのだけれども、結局利益というのは向こうに行ってしまうわけです。そういう意味で、今言ったような角度は問題だろうと、例えば島内の業者が下手でもちゃんときちり育成して、しっかりしたものになってもらうという姿勢がないと、私は地域内経済の循環にならないというふうに思っているのだけれども、市長の考えだけお聞かせください。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） ある一定の期限の中でやっていかなければならないということがビジョンの中でもうたわれているわけですが、ただし私は基本的には1かゼロか100かという議論ではないと思うのです。どうも話が何か島外から入ってくると全部島外にとられるのではないかと、そういうことではなくて、私は相寄り合ってやっぱりやっていくということが必要で、だから島外から入ってきたとしても、それを参考にしながら島内の業者も勉強していく、それで育っていくというふうに私は思うわけです。したがって、そういう意味では、今回の場合はそういう経過でございしますが、では島内は全く切り捨てるかって、そうではない。島内の業者さんも育てていかなければならない、これは並行してやっていくと、こういうことです。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 今の中川議員と反対の意見なのですが、この共立メンテナンスというのは1部上場の大会社だというのは先ほど話ありましたし、それが佐渡へ入ってくるということは、私は佐渡の救世主

になると思っています。まさかビューさわただけを経営するために入るとは考えにくいわけで、例えばあと1年で社会福祉協議会が5つの温泉を手放すという話の中で、共立メンテナンスがというよりも、共立メンテナンスに頼りたいという話も仄聞するわけで、ほかにも外部の、例えばいろんな事業をやっている会社と聞きますが、委託に出したい、受けたいというふうな話がもう市長の耳に入っていると思うのですが、その辺おわかりになったら。ビューさわただけではなくて、全面的に佐渡に拠点をつくりたいみたいな話を私は仄聞しているのですが、市長、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 共立メンテナンスの社長ともお会いをいたしました。あるいは、ほかの大企業の社長ともいろいろと向こうへ行ってお会いをいたしております。その中で、共立メンテナンスが佐渡のものを、何かほかのものをやるというようなところまで私は話をしておりませんが、いろんな大きな会社、そんな小さな、潰れるというか、そういうような余り相手にならないような会社ではなくて、信用のある、そういう会社の方々との社長との相談は、これからもやっていかなければならないというふうに考えておりまして、具体的に今どの施設をどうする、共立メンテナンスの社長とどここのところをどうするという話のところまではいっておりませんが、いずれにしてもそういうものをしていただける、しかも地域の活性化になるということになれば、大きな選択肢の一つというふうに私は考えております。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 先ほどの同僚議員の最初の質問で、何か譲渡できない理由に土地改良がどうのこうのとかなというふうな話があったのですが、あなた方は直接北陸農政局等と交渉した結果がそのようなことになったというふうに理解していいのですか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

私ども新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部のほうと協議いたしまして、そんなふうに聞いております。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） その程度の交渉ではだめだ。就業改善センターだって、あなた方はだめだ、だめだと言うけれども、私は農林水産省と交渉してみたら、北陸農政局へ申請すればできるという。全く努力していない。それから、そういう理由で、ただ机上の計画の中でやっておることだから、こんなことになるので、本来であれば、共立メンテナンスでもいいけれども、きちんと譲渡して、行革の方針に従うというのは当たり前ではないか。何にもやらないで、ただ地域振興局に聞いた、そんなものそんなところ聞いたからといったってできるわけではないではない。これは、農林水産省の管轄ではないの。そうしたら、決裁は北陸農政局ではないの。全く市はただ聞いただけで、やろうとする意思がないから、そういうことになるので、こんなの認められないと思うけれども、これの決裁、補助金の適正化等に関する決裁は北陸農政局ではないの。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

この活性化センターにつきましては、平成15年度に農林水産省所管の県営中山間地域総合整備事業で建設されたものでございまして、新潟県から当時の佐和田町が譲渡を受けたものでございます。その中で、

財産譲与契約の中に、先ほども申し上げましたが、市からの再譲渡については管理先が土地改良区、農業関係団体に限られているという一項がございますので、それに基づきまして今回指定管理とさせていただきたいものでございます。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 書いたものにはそうなっているけれども、20年度か何かの総務省の次官通達か何かがあったと思うのだ。それで、それを出して、就業改善センターもあなたと同じような言い方をして、できない、できないって、実際農林水産省の本省に聞いたらできる。どこでできる、北陸農政局へ申請すればできる。あなた方は、書いてあるものしかやっていないのだ。本当にこれが佐渡市にとってどういうふうにしたら市民のためになるかということを書いていないから、単純に安易な方法しかとっていない。これは、委員会できっちりと精査してください。あなたの言うことは、書いてあるものはそうだと、しかし合併した後農林水産省がどういうふうにして佐渡市のためにやってくれるかということは別なのだ。そのところをしっかりと委員会で審査してください。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第145号についての質疑を終結します。

議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第146号についての質疑を終結します。

議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）の質疑を許します。

猪股君。

○17番（猪股文彦君） これは数年前、温泉の民間譲渡になるという一番最初の施設だったと思うのです。そのときの議論がいろいろありまして、その次の年に羽茂とか、畑野とか、幾つかがあるので、そのときの議論の経緯としては、もう一回指定管理して、ほかの譲渡の様子を見て譲渡するという約束が議会と執行部で意見をつける形の中で紳士協定があったと思うのですが、今回またしても指定管理に出すということになったのは、前回のこの問題についての経緯をどのように踏まえてこういう結果になったか教えてください。

○議長（祝 優雄君） 濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

平成23年3月に産業建設常任委員会からの意見をいただいております。内容は、補助金適正化法との関連の精査、民間譲渡の検討が必要ということでご意見をいただいております。それで、私ども以後これについて検討を重ねてまいりましたが、指定管理を今回お願いしたいということでございます。

その間の検討の状況について説明いたします。指定管理、直営等も含みまして、これ以外でこの施設の

方法につきましては、1つは民間譲渡という選択肢がございます。それで、ただ事業の継続を前提とした民間譲渡ということでございまして、この検討でございます。1つは、現在の指定管理者に打診してございます。結果、指定管理の委託料の収入がなくなるものですから、その分の収入増が必要であるということで、これは非常に今のところ困難ということ。それから、固定資産税の負担が新たに発生するということでありまして、現在のところ無償でも譲渡を受けることは難しいという回答を受けてございます。

それから、これ以外の他の企業が無償譲渡を受けるかという部分でございますが、過去3回指定管理の募集をしてございます。この応募の状況から判断いたしまして、新しい企業が無償でも譲渡を受けるのは難しいのではないかと判断をいたしたところでございます。

それから、民間譲渡の関係でもう一つ、他の用途に転用してという使い方があるのですが、これにつきましては介護関連施設への転用が可能ではないかということで、私ども島外の事業者に打診した経過がございます。それで、ある程度の改修をすればこういったものへの転用についても可能だろうということなのですが、佐渡の将来的には高齢者人口の減少まで見込まれるだろうというような中で、それからほかの業者との競合のようなこともあって、事業への参入についてはこの業者については積極的なものではないという回答をいただいております。

それから、もう一つの選択肢といたしまして、廃止というものがございます。廃止をした場合には補助金の返還が必要になるわけでございまして、平成26年の3月末で廃止した場合には補助金の返還額が約2億4,000万円という結果でございます。最終的に、25年度末で廃止する場合には返還額が2億4,000万相当になると、これを、今回募集した指定管理料は年間約1,000万相当になりますが、これで割り返しますと24年分になるというようなこと、さらには地元では常勤で4名、それから臨時パートを含めると13名ということで、合計で17人の雇用が生まれておるわけでございまして、これについて大きな経済効果も発生しているということから、今回指定管理の継続が妥当という判断をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 猪股君。

○17番（猪股文彦君） 行政改革課長は、これ行政改革課としては検討の中でどういうふうな考え方であったかということが1点と、もう一点は今までの指定管理における決算書というものがあるのかないのか。あれば議長におかれて、きょうではなくてもいいですが、出してほしいと、この2点についてお願いします。

○議長（祝 優雄君） 行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。

行革のほうの方針としましては、公共施設につきましては民間がやっているものは基本的に民間にお願いするというスタンスは変わっておりません。ただ、今の状況で、先ほど観光振興課長が言われたように返還額が2億余り出るということで、24年の指定管理分に当たるという状況も踏まえた中で、今後ともこれからの運営については引き続き検討していくということで、今回についてはやむを得ないだろうという判断をさせていただいております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 決算書等は準備できるの。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 猪股君、決算書等はでき次第お届けします。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 先ほどもビューさわたでお伺いしましたけれども、平成18年から指定管理の制度にのっとって運営していると思うのですが、1年当たりの指定管理料の推移がどうなっているのかということとを説明いただきたいのと、プレゼンテーションのときに、収益をアップすることを当然業者の方は考えていらっしゃると思いますが、今後どういうふうな展開を考えて収益確保に努めるというふうなお話があったのか、2点についてお話をいただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

過去の指定管理料の経過の関係でございます。平成18年度から平成20年度までにつきましては、年1,770万ということでございます。それから、平成21年度から平成22年度につきましては、1,550万ということでございます。それから、平成23年度から平成25年につきましては、年1,100万円ということでございます。ちなみに、今回につきましては、平成26、27、28年の3年間にしまして年990万ということでございます。

それから、これから収入をふやす方法ということでございまして、うちのほうもこの指定管理料の設定に当たりましては当然に収入の増、それから経費の節減ということを主眼にしましてこの金額を設定して、それについて今回計画書が上がってきたということで、その計画書の中身につきましては、観光関連事業者と連携をして宿泊客等の増加を目指すのだという項目が新たに加わってきた形となってございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第147号についての質疑を終結します。

議案第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第148号についての質疑を終結します。

議案第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）の質疑を許します。

中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 1点だけ簡単にお聞きします。

議案関係資料集の41ページになろうかと思います。これ2団体から公募してありまして、それで次のページに、これA者、点数でいうと64点ということで、管理運営費の提案額が2,740万、B者のほうが62点、2点低くなります。それで、提案額のほうが2,705万円ということで、これA者がスポーツ振興財団ということかと思いますが。提案額が35万ほど高いのですけれども、これは提案額の高い低いではなくて、総合

的に点数の高いほうをとったという認識でよろしいでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

今議員ご了解のとおり、項目がございまして、金額の配点は全体では10点でございます。残りの90点がございまして、そちらのほうでA者のほうがよかったということでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第149号についての質疑を終結します。

ここで昼食休憩といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場、真野運動広場）の質疑を許します。

中川隆一君。

○12番（中川隆一君） それでは、午前中に続きまして、先ほど前の午前中最後に149号でも質疑させていただきましたのですが、同じように150号、これも佐渡市スポーツ振興財団が指定管理をするものがあります。これも同じように資料集の44、45ページなのですが、選定結果のところ、これAというのがスポーツ振興財団かと思えます。そうしますと、評価の点数が70点ということで、提案額が1億7,710万円、B者が点数が64点、提案額が1億7,440万ということで、270万高いにもかかわらず、A者がとっておるのです。Aというのはスポーツ振興財団。それで、この後の151号でもスポーツ振興財団が同じような施設の指定管理者になっております。そこでの評価も64点、前の149号でも64点、なのにこの150号だけが70点ということになっております。この差は、一体何なのだというのが1点と、先ほど午前中の質疑の中で小林社会教育課長は、お金のコストの面については配点が30点ですよということでございました。となると、270万も差があって、それでもその点数の中で処理されてしまうということであれば、これは1,000万違って同じような処理を、点数が高いほうが通ってしまう。逆に言うと、前の議案も後ろの議案も同じように64点だったとすれば、B社と同じ64点ということになります。そうすると、当然提案額が安いほうに行くであろうとも考えられます。この点についてちょっとお答えをお願いします。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

今資料集のほうの44ページ、45ページのお話がございました。この44ページのところで、指定管理者の選定というところで選定基準という項目がございまして。ここに配点を書いてございます。その中で、45ページのところでコストの評価というのに30点配点されておまして、その中の③、指定管理料の提案額、ここに10点配点されているということでございます。ですから、安かった場合には最大で10点獲得できま

すし、最少で零点という配点基準になります。その配点がどのようになっているかと申しますと、まず私どものほうで提案した額をゼロと設定します。例えば5者、複数者あった場合に一番安かった金額の配点を10としますが、その金額差を10段階に分割します。それで、では2番目、3番目の人が何点に入るかということで、例えば5点、6点というのは、100万円の差があったとしたら、10万円の差が1ポイントというふうになります。そこで、例えば1,000万の差があったとしても、1点の差が1,000万の場合ですと10分割すると100万円ですので、100万円ごとに1点ずつ区切られるというふうな指定管理の採点の構成になっておりますので、1,000万円の差があったとしても最大で10点の差しかつかないというふうな評価の点数の配分になっております。

もう一点ご質問がございましたのが70点と64点、この後の提案している151号の64点と70点の差は何かというご質問がございましたが、これは施設が真野の場合ですと、プールのほかにジム等がございます。そういうジムを使っていろんな事業の提案が真野の場合にはあったと、自主的にその施設を使って指定管理者がいろいろな事業展開をすることによって、市民に健康に対する取り組みをするという提案があった部分で多かったのかと思います。ただ、これにつきましては、今回9名でございましたが、9名の選定委員の方々の評価点数の平均でございますので、私もその中の一人に入っております、私はそのように評価しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） この場合2団体応募があったということなのですが、もう一団体は島内の業者さんですか、それとも、島内外をまず教えてください。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

島外の業者でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） 149号から、このスポーツ振興財団の関係ですが、頭から悪いというわけではないのだけれども、これはもともとスポーツ振興財団にやるということありきでこういうふうな結果になったのではないですか、違いますか。

○議長（祝 優雄君） 小林課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明をいたします。

そのようなことはなかったと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） もちろんあるとは言えないのですけれども、何を言いたいかというと、ここのもう一団体、なかなかの業者さんが応募していたかなというふうに私は仄聞をしているのですが、先ほどの市長の1か100かではないですが、私はこういったものについては政策的な視点が入るのもいいのかなとは実は思っているのですけれども、それはないということならそれでよろしいです。

○議長（祝 優雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 先ほどの課長の答弁で、この施設のスポーツ教室等の事業がどうなるかということ

で心配をしておったのですが、この指定をされた業者はその点で頑張るというふうなことで説明があったというふうなことで、安心をしておるのですけれども、従来直営でやっていたスポーツ教室等以外に具体的な提案があったのかについて教えてください。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

従来ですと、スポーツハウスでいろいろな事業、かなりの種類の事業が展開されておりましたが、それを両津や南部に広げたいというふうなお話等、そのほか幾つか提案がございましたが、その中で私が印象に残っているのは、そういうふうに島内全域に市民のスポーツ普及にそういう事業を展開していきたいというふうな発言がございました。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第150号についての質疑を終結します。

議案第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂B＆G海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木B＆G海洋センター）の質疑を許します。

村川四郎君。

○14番（村川四郎君） 後から地元の佐藤議員も質問挙げていますけれども、先ほどの148、149、150号までは納得しろと言えば納得もしないことないのですけれども、この151号の南部の羽茂と小木の事業、これまでスポーツ振興財団というのはどうも腑に落ちない。私はこの議場でも、前からB＆Gは民間団体へ移行したら幾らでもちゃんと管理できるのではないかということを行ったことがあるのですけれども、最初の段階ではB＆Gの施設は何か考えられないと、2回目ぐらいのときにはできないこともないと言って、今回はこういう形で今度はスポーツ振興財団に指定管理を委託するということになっておるのですけれども、これどういう勤務体制を、管理体制をとるのですか。小木の施設、小木のB＆G、冬はプールはやっていないわけですから、B＆Gの建物だけ。羽茂の場合は、ほかにクリエイトはもちがやっている施設が、これ49ページを見てください。50ページですか、ここにゲートボール場、体育館、プールと、この3つはひっついていますが、この横に温泉があつて、テニスコートがあつて、植物園があつて、それで今福島県の被災者の人がクリエイトはもちから借りて、ボアールというレストランがあるのです。その上に宿泊施設の妹背というのがあるのです。これ何で一体化してクリエイトはもちさんに、もうちょっと、こんな金額を、6,400万の金額も積まぬでも、500万とか1,000万とか、そういう金額の折衝でやってもらえるのではないですか。そうすれば、一体化した施設どこにでも管理の人がいるわけですから、何でそういうことを考えなかったかということと、小木の施設に、これに一定程度のお金をかけて管理してもらおうとなると、非常に不効率だと思います。B＆Gと、プールは冬はもう6月の中ごろまでやらないわけですから。その辺のところはどうも腑に落ちない。これもっともっと予定金額を小さくすれば、手を挙げる業者というか、人もおったのではないかと思います。その辺ちょっと説明してください。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

今1事業者のお名前が挙がったようですが、公募をかけておりましたが、その中でその事業者から募集はございませんでした。周知はして、届いていたかと思っております。

2点目の金額についての部分でございますが、佐渡市が管理している実情に合わせて適正に金額を試算したということでございますので、この金額の範囲内で応募者が手を挙げていただいたというふうに解釈しております。

○議長（祝 優雄君） 村川君。

○14番（村川四郎君） 多分課長からそういう答弁しかないだろうと思っていたのですけれども、では今まで市が管理していた管理費用から見込んでということなのですけれども、羽茂のB&Gとゲートボール場の施設、それから小木のB&Gの施設、この見込みの管理費用の比率というか、どのぐらいですか、この6,400万というもののトータルを分けた場合。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

申しわけございません。それぞれ分けたものについては、今持ち合わせておりません。総額でしか今データはちょっと持っておりませんので。

○議長（祝 優雄君） 村川君。

○14番（村川四郎君） 天下り団体とは言いませんけれども、真野にあるスポーツ振興財団の方々がわざわざ羽茂とか小木とかに来て管理するとなると大変だと思うので、地元の人をちゃんと使っていただけるのだと思いますけれども、それだったら地元でシルバー人材を始め教育委員会関係、行政のOBの人たちでもいっぱいおられて、こういうところのプール、だってプールの管理人は今羽茂でも小木でも、2つあれば4人いるわけです、常時。赤泊の事故の前は、1人でよかったのですけれども、常時2人いるわけです。そうすると、1日2交代とか3交代で朝からやっていますから、そういう人たちとかも含めれば、やっぱりこういうのは地元が使いやすいような形に、地元の者たちにできるだけやってもらうことをもっと考える。しっかり公募したというのですけれども、その辺もちょっとクエスチョンマークがあるのですけれども、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

済みません。先ほどの羽茂と小木のやつ、資料ございましたので、ご説明させていただきます、先に。羽茂のほうにつきましては3年間で3,600万、小木については約3,000万ということで、羽茂のほうが施設の数、屋外のゲートボール場等もございますので、若干かかっているという状況でございます。

それと、この雇用の中で、B&Gの場合は指導員の設置というのが義務づけられております。その方は、B&Gの講習を受けた方ということになっておりますので、そのことについては新たに指定管理となる事業者の方にもそういう人を雇用するようというので、単に管理人ということではなくて、B&Gの施設については指導者というものを設置しなければならないということになっておりますので、管理人とあわせてその人をお願いすると。その他の一般の管理部門については、今度は指定管理となる者に選定をお願いしていますが、それも従来勤めていた方をなるべく継続雇用するようお願いしているというふうな現状でございます。

○議長（祝 優雄君） 佐藤孝君。

○15番（佐藤 孝君） 今村川議員が質問した内容ですけれども、課長、これB & G財団と当然149号、150号とはちょっと違うような内容だと思うのですけれども、B & Gについては財団がありますので、財団のほうで育成士を養成して育成士を置けということになっています。そうすると、何で今の現状のままではだめで、ここは指定管理に出すのか。現状のままのほうが経費かからないのではないかと思うのですけれども、まず1点それをちょっと確認します。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

まず、指定管理に出すメリットということでご質問かと思います。ともに、施設の場合はまず民間の発想によるサービスの向上とコストの縮減ということが目的の中に入っております。それで、3年間でこの施設については約180万円のコスト縮減が図れるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 佐藤君。

○15番（佐藤 孝君） そういう答弁になろうかと思いましたが、ただやっぱり内容的にB & Gでやっている内容というのは、ほかの体育館の管理とかというのではなくて、計画を立てながら公民館活動、これのスポーツ部門、あと体協の関係、体協は今度体協に全部任せると、教育委員会は手を放すというような話ですけれども、そういうものもやっているの、なかなか人員的に本当に財団に任せて財団ができるのかというのが私はちょっと心配です。先ほど現に今臨時の方がおりますけれども、臨時の方ではないとわからないような方、急にぽんと要するにスポーツ振興財団の方が入ってきて、ではできますかという、なかなかこれはできないというふうに思うのですけれども、もう一度答弁ください。今の臨時の方は、どういう処遇にするのですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

継続して雇用するように指定管理を受ける者の方をお願いをしているということでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 今ほど同僚議員の質問で、何で既存の方法ではだめだかということで、コストという面を今課長がおっしゃいました。180万コストを削減できるからというように私は解釈しましたが、そうすると前段のときに270万安くできる場所があっても、その270万円よりも点数重視ですよ。本来であれば、180万のことを言うぐらいだったら、点数が一、二点違って安いほうを当然コストという面から見れば考えればいいのではないかなと思うのが1点と、もう一点、またこのスポーツ財団は64点になっていますが、先ほど前の件では70点だったこれがまた64点ということは、特別競うところがなかったもので、大してよい提案はなかったから、64点に戻ったと考えてよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

あくまでも金銭的なもの、提案した金額については先ほどご説明したとおりでございますので、これは評価をするときの配点の割り振りによるものというふうに考えておりますし、70点と64点の差は何かとい

うのは、先ほど施設の差がございますので、それだけスポーツハウスのほうは多角的な事業提案があったというふうには感じました。ただ、あくまでも9名の方々の採点の結果でございますので、私個人の採点結果というか、評価を今発言させていただきましたが、9名の平均点がこうなったということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○12番（中川隆一君） それはそれで私は納得できない部分もあるのですが、逆に言うと今後考えるときにもっとこのコストの面、30点配分の提案額が10点というのではなくて、もうちょっとこの部分に若干重きを置いてもいいのかなというような気は私は正直しています。それも大変重要なことだと思っていますので、そのことについては今後検討していただければと思います。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第151号についての質疑を終結します。

議案第152号 佐渡市緊急情報伝達システム整備事業引込設備工事請負契約の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第152号についての質疑を終結します。

議案第153号 市道路線の廃止についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第153号についての質疑を終結します。

議案第154号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入歳出別とし、歳出はおおむね複数の款に分けて行います。

議案第154号の歳入に関する質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） まず、歳入について質問せよということでございますから、歳入について質問します。

総括表で質問したほうがわかりいいと思いますので、2ページをござんください。ここで三角になっておるのが19款の繰入金と22款の市債なのだ。それで、特に市債の3億6,300という三角があるのです。これを事項別で見てもいいと、12ページへ行くとその内訳がある。これ歳入でございますが、それで見ると、庁舎等建設事業で合併特例債を3億4,400削っておるわけだ。まず、これはいかなる理由によるものなのか、なぜここで削る必要が生じたのかということが1点。

ついでに、6項、7項の辺地対策事業債、過疎対策事業債とともに650万、630万というのを、これは水道関係、下水道関係で三角にしておると、それとこれは後で歳出で出てくると思うのですが、合併特例債の中には両津港埠頭地区開発事業、今やっておるあれの720万の減額があるのです。これは、その事業と

密接な関係のある歳入の削減でございますので、まずここで詳しく説明を願いたい。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 市債のところで大きな減額になっております。3億6,300万の減額ということでございます。その主なものにつきましては、先ほど議員のほうから話がありましたように、継続費の変更等に伴う減ということで、庁舎等の建設事業、これは相川支所・相川消防署庁舎等の建設事業費の26年度へ年次を延べることによって25年度の歳出予算を減額することに伴って、歳出では4億2,900万ほどの今年度の減、それに伴う財源として合併特例債の関係で3億4,400万の減額、また合併特例債が95%ですので、残りの5%のものについては11ページの総務債のところで、これは県の貸し付けの関係になりますが、庁舎等の建設事業の減ということで1,740万の減というようになっておりますし、両津港埠頭地区開発事業の関係については、これも歳出のほうで継続費の変更ということで、4,300万ほどの事業費の減に伴います合併特例債で720万の減、あわせて総務債のほうで40万の減となっているものでございます。

また、辺地対策事業債、過疎対策事業債においても減額になっておりますけれども、これらも事業費の減に伴うものでございますけれども、辺地対策事業債のほうについては消防のほうの耐震性貯水槽の整備事業、相川の減によるものでございますし、また簡易水道事業の関係で、これは西三川のほうの整備の関係の事業費の減に伴う減額でございます。過疎対策事業債のほうも減額になっておりますけれども、これは下水道事業のほうの減額に伴うものになっております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） ざっと説明は聞きましたけれども、つまり継続費の25年度分の減額と、こういうことによる市債の減額だと、こういう説明だと思うのです。それでは、何でこの時期にこれほどの高額の金額を減額しなければならなかったか、その継続費を執行していく中で何が起こったのかお聞きしたい。

○議長（祝 優雄君） 鈴木庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

相川支所、相川消防署の件につきましては、当初24年、25年の2カ年で継続費を組んで施行をするという計画で進めていたわけですがけれども、津波防災の観点から設計の見直しをかけまして、ピロティー方式にしたということで設計期間が約8カ月ずれ込んだということで、そのために工事の発注がことしの6月になってしまったということでございます。それで、工事期間が約18カ月必要だということでございますので、そのことで26年度にずれ込んでしまったということでございます。なお、工事も一生懸命馬力をかけてやっていますので、26年の9月ごろを竣工の予定として継続費の組み直しをお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） ここでその相川の支所と消防のは乾かしたらいいと思うから、ここで私は聞きますが、それでは一体、高波災害の防止というのですか、その設計見直しというのは、具体的にどういう設計であったものをどのように見直したために24年、25年の2年間で26年度へずれ込んで3年計画になったというのか、その工事の進捗と設計見直し、一体どこの、ここから大事なのです。これは流れですが、何が

どうしてどうなったということからすれば、何でこの時期に仕事を始めている途中で設計見直しをしなければならなかったというのは、想定外の想定を考えよという国の方針に基づくものなのか、はたまた別の要素でそういうことをしたのか、ここをちょっと具体的に説明願いたい。

○議長（祝 優雄君） 庁舎整備主幹。

○庁舎整備主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

設計のほうは、23年の10月に発注しまして、24年の7月をめどに設計を完了するという予定でいました。ところが、その基本設計を終えた段階で津波の浸水想定等々考えられてきましたので、当初消防署の部分は2階、それから支所の部分は1階という建物でございましたけれども、それぞれげた履きといいますか、ピロティー状態にしまして、ただ消防署のほうは1階は車庫でございますけれども、それで海拔10メートルぐらいの高さを確保しようということで計画を見直したところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第154号の歳入に関する質疑を終結します。

議案第154号の歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費についての質疑を許します。

加賀君。

○22番（加賀博昭君） さて、ここでいよいよ14ページの企画費、それから15ページにその説明があるわけですが。ここで大きいのが両津港埠頭地区開発事業の4,359万7,000円、これがやっぱり設計監理の130万、それから工事減の561万9,000円、そして機械器具購入費の減というのが3,600万、あとはちょっと小さいものですが、こういうものが出てきたのですが、何でこんなものがこの時期に出てくるのですか。その理由を説明してください。

○議長（祝 優雄君） 藤原地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） ご説明いたします。

両津港埠頭地区開発事業につきましては、現在両津港北埠頭において本体施設の建設工事を進めておるところでございますが、進捗が遅れておりまして、本体の工期が26年の2月28日となっておりますが、それが約7カ月遅れるということで最新の工程会議の中で報告を受けております。したがって、25年度中の竣工が間に合いませんので、26年度までの継続費の割り振りの変更をお願いするものでございます。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） それはいろいろあるから、多少わかる点もあるから、それは聞かないが、ただ疑問に感じる点が1点ある。それは、機械器具購入費減というのは、工事とは私直接関係ないと思うのです。それが何でここへ来て3,600万ぽんと出てくるの、減額が。ここの説明がない。ちゃんと説明してください。

○議長（祝 優雄君） 地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） 今回減額する機械器具購入費でございますが、これは新しい施設の中に導

入する備品の予算でございます。現時点で発注をしていない経費を減額して、26年度に割り振り変更するというご提案を今回はしております。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） そうすると、これ大変なことになりますよ。どういうことになるかということ、ことはいいのです。来年に送った分は、3%の消費税が上乘せされるのではないの。そんなみすみす損をする、今前倒しでやらなければならないという時代に後ろ出しで出して、3%余計消費税を払わなければならないような、1,000円や2,000円の事業ではないでしょう。何千万単位の事業を後ろ出しにすれば、それに消費税がかぶさってくるということはわかっていないのですか。その辺の業者との詰め、それから皆さん、まして備品とかというようなものなのだから、これは先には買えばいいのだというふうに思うが、その点はどうなのですか。

○議長（祝 優雄君） 地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） 消費税上がることは、重々承知をしておりますけれども、今の時点でどの備品を買うかという設計がまだこれからでございますし、それからかなり大量な備品になると思いますので、それをストックしておく場所がない。それから、そのほかには電気設備が、電気設備というか製品が……

〔「だから、契約しときゃいいんじゃないのか」と呼ぶ者あり〕

○地域振興課長（藤原 淳君） 10月以降に契約したものについては、納品が26年の4月以降になれば8%になりますので、今契約しても結果としては同じことになります。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

2 款総務費についての質疑を終結します。

次に、3 款民生費及び4 款衛生費についての質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） それでは、民生費の17ページ、この下のほうのひとり親家庭等医療費助成事業、これ325万5,000円で、医療費扶助費増になっていますけれども、まず最初にお聞きしたいのはこの増の理由、そして何人分か、そして全体的にひとり親のこの事業を利用されている方の利用者数、この3点をお聞きします。

○議長（祝 優雄君） 笠井社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

まず、ひとり親家庭の医療費助成のことですが、これにつきましてはゼロ歳から18歳未満の方の医療費に関することでございまして、外来1回につきまして530円、それから入院1日につきまして1,200円以上を超えた分については助成するというものでございます。詳しい人数等については、ちょっと今のところデータがございません。申しわけございません。

○議長（祝 優雄君） 中村君。

○13番（中村良夫君） データは、やっぱりきちっと把握しておいたほうがいいのです。

では、もう2回しか聞きませんので。それで、悪いことにことしの8月に生活保護基準が下がったことに伴って、今後は税制改正で住民税、市民税非課税限度額も引き下げられているということを私聞いておりますけれども、生活保護基準なりこの事業に、特に住民税非課税限度額をこの事業を利用要件にしているというふうに私、この制度だと思えるのですけれども、今後はこのひとり親家庭等医療費助成事業は、利用されている方は安心してこの事業が利用できるのかどうか、これをお聞きして終わります。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

今年度につきましては、非課税限度額の算定につきましては前年度を利用していますので、影響がないのですけれども、来年度以降につきましては税制改正等を踏まえまして検討させていただきますが、国のほうでは影響のないようにという指示をいただいておりますので、検討させていただきます。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） それでは、ちょっと今の答弁でもわかりにくいのですが、ひとり親医療費助成事業が何で325万5,000円ここへ来て増額補正をしたのか、その理由をもうちょっと、資料がございませんなどというわけのわからぬことと言わぬで、きちっとわかるような説明してください。

それから、8項の健康保養センターですか、この温泉管理運営事業のところで254万1,000円の、これは修繕費として増額補正していますね。これは、どうしてこの時期にこの金額が必要になったのかということが1点。

それから次に、18ページ、19ページ行きますと、衛生費です。衛生費の塵芥処理費のうちの需用費が1,532万6,000円補正をされておりますが、これは何でこの時期にこの補正をしなければならなかったのかご説明を願いたい。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

ひとり親の家庭等の医療費助成事業でございますけれども、25年度の3月から8月までの実績を踏まえまして、これからの3月までの試算をしましたら、8月現在までで4,521件ございました。合計で12カ月トータルで9,048件になるという試算のもとに、この325万5,000円の増額を今回補正させていただきました。次に、温泉管理運営事業の修繕料でございますが、これにつきましては佐和田の大佐渡交流活性化センターの灯油エアコンが壊れましたので、その修繕に254万1,000円を計上させていただきました。

○議長（祝 優雄君） 名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

衛生費の塵芥処理費の需用費の増額補正1,500万でございますけれども、クリーンセンターの修繕でございます。補正する理由につきましては、施設につきましては適正な管理をするために定期的に年次点検しております。この年次点検の指摘事項で、修繕を行わないと運転に支障を来すというご指摘をいただいております。それに基づいて今回補正をお願いするものでございます。施設としますと、両津クリーンセンター、メルティングセンターの機器の修繕でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君）　ちょっと後段の両津クリーンセンターの修繕費のことでお聞きしたいのですが、つまりどういう状況でこの修繕をしなければならないのか、もうちょっとわかりやすく説明してほしいのです。わかった人が省いて答弁されると、わからぬ人が聞いておると全然わからぬと、こうなる。だから、かみ砕いて、例えば煙突がいかれたのか、それとも炉のどこどこがいかれたのかというふうにわかりやすくご説明を願いたい。

○議長（祝　優雄君）　環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君）　ご説明いたします。

修繕内容につきましては、両津クリーンセンターのごみ計量器を修繕しなければ適正な数字を把握できないというので、早急に修繕したいということでございます。

○議長（祝　優雄君）　ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝　優雄君）　質疑なしと認めます。

3 款民生費及び 4 款衛生費についての質疑を終結します。

次に、6 款農林水産業費及び 8 款土木費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝　優雄君）　質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費及び 8 款土木費についての質疑を終結します。

次に、9 款消防費及び 10 款教育費についての質疑を許します。

中川直美君。

○8 番（中川直美君）　教育費の博物館・資料館の管理運営事業費の約596万円の関係です。

条例改正のときでもちょっと議論になったのですが、これは財団法人の佐渡博物館を市が譲り受けて、リニューアルをする費用だというふうに見ればいいのだと思うのですが、そういうことでいいのかということであります。

加えて聞けば、午前中で議員が複数の質問をして、ちょっと私理解がしにくくなったのですが、例えばあなた方がももとの計画に持っている両津の博物館と新穂の資料館は、佐渡博物館を動かすことによって廃止するということだったのだが、午前中の答弁だと条例にはあるので、新年度も例えばさきの条例であった両津博物館については続けるという理解でいいのか、この2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（祝　優雄君）　小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君）　ご説明いたします。

この経費のうち565万6,000円につきましては、佐渡博物館を4月1日から市立博物館として運営するための移行の費用で、その準備のために1月から3月までかかる光熱水費、それが約240万ぐらい。そのほかに、入り口のひさしのところに財団法人佐渡博物館という看板がかかっています。それと、ひさしが大分傷んでおりますので、ひさしの修繕と合わせてそこの施設の名称の取りかえが170万ぐらいということで、基本的には1月から3月までの光熱水費と簡易な修繕費、それとパンフレットの作成費等でございます。

それと、その博物館についてどうなるかということでございますが、今現在博物館条例については、両

津や新穂についてはその条例の変更をする予定がございませんので、機能はそのまま継続して残す予定となっております。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） そうすると、確認ですが、午前中も聞いたのですが、我々が聞いていたのは両津の博物館に入っているあそこの部隊が今の財団法人の八幡のところに来てやるという話だったのですが、そうすると4月からは向こうにも人がいるし、こっちにも人がいるという体制になるということですね、今のは。そういうことになりますけれども、そういう理解でいいですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

4月からは佐渡学センター、ジオパーク推進室ともに八幡のほうに移る予定としております。現在の計画では、そういうことで進めております。両津のほうで開館もしくは閲覧等の希望があった場合には、そちらのほうに出向いていってあげると、新穂についても現在12月から2月までは休館をしておりますので、ただ希望があった場合にはお見せするというふうな体制はとっておりますので、展示する機能もしくは見ていただく機能は残すというふうな計画でおります。

○議長（祝 優雄君） 中川君。

○8番（中川直美君） そうしますと、我々議員全員協議会も含めて、今の全体像を聞くのは今回が私は初めてだと思っているのだが、そうするとあなた方は、あなたが言った両津、新穂でいえば博物館や資料館というものとしては残すが、閉鎖をしておいて、見たいという希望があればそこまで行ってあげること、そういうパターンにするという理解でよろしいですね。私の理解でいうと、当初は向こうは、この際統廃合も含めて八幡の博物館のほうにというような理解だったのだけれども、今私が言ったように博物館として残すのだが、鍵がかかっていて、いつ行っても入れるものではなくて、入りたいときには電話があれば八幡のほうから出向いていってやるような博物館に変えるということで、博物館や資料館としては残すということですか。確認ですけど。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

現在の計画では、そういう方向となっております。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） さっき両津港埠頭地区開発事業でお聞きしたのですが、29ページです。ここでまた総合体育館の継続費が1億1,875万、大きい金額です。それは、やっぱり庁用器具購入費の減なのです、そっくりと。ここで、さっきの両津港埠頭地区開発事業ののと同じことを聞こうとは思わないのです。いいですか。そもそも入札をやりまして、それで請負金額は決まっておるわけです、体育館も両津港埠頭も。それがこの継続費という形で事業をやっておるために、これは資材の高騰によるものなのか、労働者が手に入らないものだから、事業が遅れておるのか、したがってその損失額は誰が補償するべきものなのか、ここまで話を進めて今度は聞きたい。両津港埠頭地区開発事業のときは、そこまでは聞かなかった。何でこうなったのだ、それは消費税がぶっかかってくるころへ先送りすればこうなるぞというようなことを聞いたのですが、今度は少し角度を変えて聞いておりますので、お答えを願いたい。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

この1億1,870万という金額は、体育館の中に設置をする備品、体育用具、例えばボールであったり、ゴールリングであったり、移動式ですので、ですから本体工事の中には含まれておりません。まだ契約をしておりません。できた暁に搬入するということで、それぞれ体育団体からどのような器具が必要かということをして今調査をしているところでございますので、未契約の部分です。全くこれは備品だけの部分ですので、本体工事とか、その周辺の工事とは関係ございません。

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） なおおかしいではないか。それが予算化していないものが三角になるわけではない。買う計画を予算として提案していないものが三角になるわけがないではないか。それが提案していないものが三角が出てくるというのはどういうことなの。そういうことは、私は予算編成上も会計法上もあり得ないと思うのだ。だから、それをきちんとしてください。ないものがどうして三角になるの、こういうこと。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

済みません。説明が十分ではなかったかも知れませんが、建物ができ上がった暁に体育用具室に入れるもの、もしくはトレーニングルームに入れるトレーニングマシン、こういうものの購入費ということで予算化をしてあるものです。それが現在工事が遅れておりまして、施設の中に搬入できない状況にありますし、まだその契約もしておりませんが、この金額はその備品、体育館の中におさめる体育用具の経費ということでございます。よろしくお願いします。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） そうすると、とんちんかんなことが起こっておる。この工事がもし26年までの3カ年計画の継続費だとすると、そもそもそういうものを、建物ができてから入れるものをあらかじめ予算化しておくということ自体も私はおかしいのではないかと思います。備品でしょう。建物と違うのです。入札をして、そして発注したものと違うわけでしょう。それをあらかじめ予算化して、そして後で三角にするというこの行為がまともなものなのかという気がするのです。

それでは、皆さんが計画どおりに、つまり建物ですよ、建物が計画どおりに進捗しておればこの備品の減額というものは必要がなかったというふうに考えるなら、なぜ遅れておるのかということの説明をいただきたい。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

ご指摘のとおり、工事についてはおおむね6カ月程度遅れる予定となっております。それで、当初は竣工は年度末にされる予定でしたので、2月、3月にそれらが搬入できる予定で予算化させていただきました。現在約半年ぐらい遅れる予定と、その理由につきましては、発注以降業者と毎回工程会議をやっておりまして、私もそこには出席しておりますけれども、やはり型枠工、鉄筋工の手配が困難ということと、この春先にちょうど基礎工事をやっておりましたが、そのコンクリート工事のときに結構長雨が続いた関

係で生コンの打設ができなかったということで、延伸しているというふうに説明を受けております。

〔「工事屋の責任ですか」と呼ぶ者あり〕

○社会教育課長（小林泰英君） いいえ。それにつきましては、今監督員を行っていただいております建設課とも協議をしておりますが、業者の責に帰すものではないという判断をいただいております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 図書費が100万補正組まれています。9月定例会で私の一般質問に答えて、市長が2割ほどって言ったかどうかは記憶にありませんが、図書費を増額しますというのがここにあらわれたと思うのですが、図書の消耗品の中では過去5年間で最高額になっています、23年の光交付金を除いた場合。そうしますと、この100万円の消耗品の図書費はそれぞれの図書館、図書室へどのような配分になるのかをお答えいただきたい。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

歳入のところで指定寄附金というのがございます。個人の方から100万円ご寄附いただきまして、こういう種類の図書を購入していただきたいというふうなご要望もありまして、それで今年度歳入、歳出で100万というふうに予算計上させていただきました。

○議長（祝 優雄君） 近藤君。

○20番（近藤和義君） それは金井出身の方のやつ。9月定例会で答えていただいた、12月補正で図書費を新たに増額しますよと市長答弁があったのは、これとは別なのですか。新年度の話ししました、あのときに。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 今2点ほどございましたが、金井の方ではございませんが、ご本人が余りそういうことを公にしないでほしいということですので、控えさせていただきます。

もう一点ですが、9月議会のときにお答えしたのは、新年度に向けてということでございます。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

9款消防費及び10款教育費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第154号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を終結します。

議案第155号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

加賀君。

○22番（加賀博昭君） ちょっと先々心配になることがあるので、お聞きしておきます。いいですか。

歳入の33ページで、国民健康保険税が3,381万増額されるということでございますが、これは客体がふえたことによる保険税の増収なのか、今度はどうなのかということが1点。

それを歳出の36ページで見えてまいりますと、今度は給付費のところで1億8,761万7,000円の補正増になっておる。それで、つじつま合わせるために予備費の6,000万を減額しておると、こういう補正予算の内容ですよね。これをまず正確にご説明を願いたい。どういうことなのかと、こういうことです。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

今回の国民健康保険特別会計の補正でございますけれども、今議員言われたとおり、歳出のほうの一般被保険者の係る保険給付費が上期で増加傾向でございます。それで、療養給付費及び高額療養費を合わせますと、1億8,000万ほど補正予算としていただきたいということでございまして、その財源といたしまして、先ほど言われましたように、まず予備費が6,000万ほどございますので、予備費のほうを組み替えさせていただきまして、さらに一般被保険者につきましては当然に国庫支出金、それから県支出金の負担金がございますので、それを見込みまして、なお当然予算が不足するものですから、国民健康保険税のほうの現在の調定額を見て今年度の収入見込み額を試算しまして、その財源としたものでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀君。

○22番（加賀博昭君） ここからが私が先ほど冒頭申し上げました、若干心配があるのでという部分になるのですが、つまり皆さん方が当初に立てた国民健康保険の予算額、それと今日の補正額を考え合わせて、次の8月本算定ではどういうことが考えられるのか、想定されるのか、内部で研究しておると思うのですが、ご説明を願いたい。

○議長（祝 優雄君） 市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

今回の国保税の補正につきましては、あくまでも今年度の財政運営の中で一般被保険者の保険給付費が増加動向にあるものですから、それに対応するために補正するものでございます。来年度の本算定の見込みにつきましては、国民健康保険の制度改正も予定されております。そういった中で、今年度の剰余金、それから今言いました制度変更もございます。それから、今年度の本算定で見込んだ試算というものもございまして、そういったものを総合的に勘案して考えておりますけれども、それを踏まえて当初予算に反映させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第155号についての質疑を終結します。

議案第156号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第156号についての質疑を終結します。

議案第157号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第157号についての質疑を終結します。

議案第158号 平成25年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第158号についての質疑を終結します。

議案第159号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第159号についての質疑を終結します。

議案第160号 平成25年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第160号についての質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第130号から議案第160号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれの所管常任委員会に付託いたします。

日程第7 請願第7号から請願第10号まで

○議長（祝 優雄君） 日程第7、請願、陳情についてを議題とします。

請願第7号から請願第10号までについては、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、11日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後 2時40分 散会